

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	社会・援護局
----	--------

### I. 生活保護法に関する手続

#### 1 手続の概要及び電子化の状況

##### (1) 指定の申請

###### ① 手続の概要

生活保護法における指定を受けようとする各機関の開設者もしくは施術者は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事（政令市及び中核市の長も含む。以下同じ。）に申請する。（保護課長通知において申請書様式を示している。）

###### ② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

##### (2) 指定後の更新

###### ① 手続の概要

指定医療機関は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失うので、更新を受けようとする医療機関の開設者は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事に申請する。（保護課長通知において申請書様式を示している。）

###### ② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

##### (3) 指定後の変更

###### ① 手続の概要

指定を受けた各機関は、その名称や住所等に変更があった場合、又は事業を廃止、休止及び再開した場合は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事に申請する。

###### ② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

##### (4) 指定の辞退

###### ① 手続の概要

指定を受けた各機関は、その指定を辞退することができ、その旨を記載した届書を都道府県知事に提出する。

###### ② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

##### (5) 指定介護機関の指定を不要とする別段の申出

###### ① 手続の概要

介護機関においては、その種類に応じ介護保険法の指定又は許可があったときは、同時に生活保護法上の指定を受けたものとみなされる。ただし、あらかじめ別段の申出をしたときはこの限りではないとされており、この申出は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事に提出することとされている。

###### ② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施した結果、指定及び更新に係る申請書様式が簡素であることから、特段負担となっている手続きはなく、また、返戻による補正もほとんどないとの回答が得られた。

したがって、可能な限り指定及び更新に係る申請書様式の記載項目を見直し、申請書作成時間の削減を図ることとする。また、その他の手続きについては、指定を行うこととされている地方公共団体において、行政手続簡素化の観点から各種様式を見直すよう周知を行う。

- (1) 指定の申請  
記載事項の見直し 書類作成時間 35%削減
- (2) 指定後の更新  
記載事項の見直し 書類作成時間 33%削減

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

生活保護法に基づく指定医療機関等に関する手続のうち、「指定の申請」及び「指定の更新」に係る手続件数が多いため。

なお、その他の手続については国として様式を定めておらず、各自治体において各種の様式が異なることから、コスト計測は困難である。

### 2. コスト計測の方法及び時期

事業者へのヒアリングにより、申請書類の作成について平成29年6月にコスト計測を実施済み。次年度以降については、7月頃に実施予定。

書類の作成に係るコスト（記載事項別）

記載事項	所要時間
病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地	5分
病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名または名称	
病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所	
診療科名	
病床数	1分
保険医療機関である旨及びその有効期間	2分
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定の有無及びその指定日	2分
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	1分
その医師等の氏名	3分
（更新時のみ）現に受けている生活保護法による指定の有効期間の満了日	1分
署名	3分
計	17分（指定） 18分（更新）

## Ⅱ. 社会福祉士及び介護福祉士法に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 喀痰吸引等事業者の登録

##### ① 手続の概要

自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、都道府県知事の登録を受けなければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (2) 喀痰吸引等事業者の名称等の変更の届出

##### ① 手続の概要

喀痰吸引等事業者の登録を受けた者は、名称等を変更しようとするとき及び変更があったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (3) 登録特定行為事業者の登録

##### ① 手続の概要

自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、都道府県知事の登録を受けなければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (4) 登録特定行為事業者の名称等の変更の届出

##### ① 手続の概要

登録特定行為事業者は、名称等を変更しようとするとき及び変更があったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (5) 登録特定行為事業者の喀痰吸引等業務を行わなくなったときの届出

##### ① 手続の概要

登録特定行為事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

上記の手続について、法令で定められた書類以上のものを求めることをしていないかなどを踏まえてサンプル調査（調査対象は「3 コスト計測」に記載）を実施した。その結果、法令で定められた書類以外のものを求めている例はほぼなかったが、書類の提出方法を郵送にしよう徹底した場合、12%の削減効果が見込まれた。

この結果を踏まえ削減を図る。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

社会福祉士及び介護福祉士法に関する主要な手続であるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

サンプル調査対象の都道府県における事業者へのヒアリングにより、各手続における1件あたりの平均作業時間を算出。

##### (1) 喀痰吸引等事業者の登録（※1）

$$1 \text{ 件あたり } 295 \text{ 分} \times \text{登録件数 } 124 \text{ 件} = 36,580 \text{ 分}$$

- (2) 喀痰吸引等事業者の名称等の変更の届出 (※2)  
1件あたり 40分 × 届出件数 282件 = 11,280分
- (3) 登録特定行為事業者の登録 (※3)  
1件あたり 290分 × 登録件数 2,161件 = 626,690分
- (4) 登録特定行為事業者の名称等の変更の届出 (※3)  
1件あたり 50分 × 届出件数 6,242件 = 312,100分
- (5) 登録特定行為事業者の喀痰吸引等業務を行わなくなったときの届出 (※3)  
1件あたり 20分 × 届出件数 211件 = 4,220分

※1 調査対象：平成28年度に登録実績のあった5都道府県

※2 調査対象：平成28年度に登録実績のあった3都道府県

※3 調査対象：平成28年度に登録実績のあった都道府県のうち手続件数が多かった10都道府県